

商工会等施設等災害復旧補助金交付申請要領

熊本県では、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県内の商工会及び商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）の指導・相談施設等の復旧を支援するため、「商工会等施設等災害復旧事業」を実施します。なお、当該事業に係る交付申請書については、以下のとおり受付を行います。

1 事業の目的

熊本地震により甚大な被害を受けた商工会等が行う、自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業に対し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、商工会等の中小企業支援機能を早急に回復し、地域の中小企業者の復旧・復興を促進することを目的とします。

2 補助の対象

(1) 補助の対象となる商工会等

熊本県内の商工会及び商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会

(2) 補助の対象となる施設及び経費等

商工会等が自ら所有する中小企業者への指導・相談等に使用する施設等で次に掲げるものです。なお、建物の建て替えや補修を行う際、建築基準法に定める耐震強化が必要となる場合の工事に係る費用についても対象とします。

- ① 建物（中小企業者の指導、相談等の中小企業支援のために使用する部分及びその関連で必要と認められる部分）
- ② 建物に付随する設備
- ③ 被害を受けた指導・相談施設等の残存物件の取り壊しに要する経費、整地費、排土費等の附帯工事費
- ④ 上記の他、知事が必要と認めるもの

以下に該当する場合は、商工会等が実施する復旧（修繕、取り壊し・撤去、建て替え）に要する経費の全部若しくは一部を補助対象外若しくは按分としなければなりません。

【補助対象外としなければならない主な場合】

- ① 会館及び付随設備が自己所有でない場合
※区分所有の場合は、自己所有部分のみ補助対象です。
- ② 有料貸会議室やテナント部分を復旧する場合

③ 会館及び付随設備の破損原因が、平成28年熊本地震に伴うものでない場合

④ 復旧する設備が「建物に付随する設備」に該当しない場合

※本補助金でいう「建物に付随する設備」とは、「施設の利用にとって最低限必要な、電気・水道・ガス等の配管設備等」を指し、耐震診断や事前地質調査等については、補助対象外です。

(3) 補助対象経費の算出方法

補助事業の交付対象は、商工会等施設等災害復旧補助金交付要綱第3条に定めるもので、次に示す補助対象経費の算出方法により算出した額の4分の3を限度とします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該復旧事業} \\ \text{費の総額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{割賦払いの場合に} \\ \text{おける金利相当額} \end{array} \right] \times \left[\frac{\text{中小企業支援部分総延m}^2\text{数}}{\text{総延m}^2\text{数}} \right]$$

= 補助対象経費

(4) 復旧事業費算出の原則

復旧事業費は、被害のあった施設等を原形に復旧するものとして算出することを原則としますが、原形に復旧することが不可能な場合等においては、当該施設等の従前の効用を復旧するための施設等にするものとして算出してください。

(5) 交付決定前施工工事について

交付決定前において既に施工済み又は施工中の工事については、平成28年4月14日（平成28年熊本地震発生）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、被害写真や書類等によりその工事が本工事の全部又は一部であることを確認できるもののみ補助事業の対象とします。

(6) 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは、別表1に掲げる事業に係る以下の費用とします。

① 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施工に直接必要な労務費及び材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費（別表2諸経費率）を含むものとします。

② 附帯工事費

本工事費に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とします。

③ 設備費

施設の利用によって最低限必要な、電気・水道・ガス等の配管設備等に要する経費（据付費を含む。）とします。

(7) 適用除外

次に掲げるものについては、適用除外とします。

- ① 工作物及び土地で当該施設等を復旧しなくても他の施設等に被害を及ぼす恐れのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- ② 交付前施工を行ったもののうち、写真等の資料により被災事実が確認できないもの
- ③ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施工中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日から引き渡し完了の日までの間に生じた災害という。）
- ④ 工事が粗漏である場合における手直し等に要する経費

(8) 消費税の取扱い

消費税の確定申告において、補助事業に係る消費税が仕入税額控除されることが見込まれる場合は、交付申請書に補助金所要額から消費税等仕入控除税額を減額した額を補助金額として記入し、消費税等仕入控除税額の積算内訳を別紙として添付願います。

ただし、申請時点で消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではありませんが、補助金の交付決定がされた後の実績報告か消費税等仕入控除税額の確定の際に金額を報告する必要があり、補助金の交付後であっても、消費税等仕入控除税額分の返還を求めることがあります。

3 事業の実施期間

平成30年3月19日（月）までに事業を修了（工事業者への支払いまでが完了）した上で、実績報告書の提出が必要となります。

4 確認調査

補助金交付申請書の提出後、被災した施設・設備等の確認調査を行います。確認調査によって補助の要件を満たしているかを確認し、補助の対象として

適正と認められた災害復旧事業に対して補助金が交付されます。

調査は原則として書面審査により行うものとしますが、必要に応じて現地調査等を行います。

5 補助率

予算の範囲内において、補助対象経費の3/4以内を補助するものとします。

6 交付申請

熊本県が別に定める「商工会等施設等災害復旧補助金交付要綱」に規定する「商工会等施設等災害復旧補助金交付申請書（別記第1号様式）」及び「補助事業計画書（別紙1）」、「商工会等の施設被害状況（別紙2）」、「事業計画期間、内容等（別紙3）」、「経費積算明細書（別紙4）」、「収支予算書（別紙5）」の各様式に下記の添付書類を添えて申請願います。

災害復旧事業の内容が補助対象となることを立証するため、できる限り詳細な資料の添付をお願いします。

【添付書類】

- ① 商工会等が作成した被災地域における当面の中小企業支援のための計画（様式任意）
- ② 平成28年熊本地震による被災であることを証する書類
り災証明書・被災証明書、被災状況を記録した詳細写真等、被災箇所を明記した図面、設備等を入替する場合は修理不能とする根拠資料、その他被災したことを具体的に証する書類
- ③ 補助を受けようとする施設等の災害前の状況を証する書類
小規模事業指導費補助金交付申請・交付決定関係書類（添付書類を含む）、
高度化事業実施計画書（添付書類を含む）、固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、建築物定期報告書、減価償却計算書（税務申告書）、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書、又はこれらの書類と同程度の証明が可能な書類
なお、下記「④ 施設等のうち中小企業者のために利用される部分を証する書類」と床面積を照合するため、「不動産登記簿謄本」については、必ずご提出ください。

※施設等の災害前の状況がわかる書類となっていれば、全て提出する必要はありません。上記書類が震災で逸失した場合は、法務局にある「登記事項証明書」を提出してください。なお、契約書等については、旧会館建設の契約の相手方が保管している可能性もありますので、可能な限り確認してください。

- ④ 施設等のうち中小企業者のために利用される部分を証する書類（様式任意）
中小企業者の指導、相談等の中小企業支援のために使用する部分及びその関連で必要と認められる部分が判別できる書類

※各階層の床面積が必ず不動産登記簿謄本と一致する等、適正性を判断できる書類としてください。

- ⑤ 被災事実が確認できる施工前の写真等の資料

本補助事業を利用するに当たっては、復旧工事に係る全ての破損個所について詳細な写真を撮影し、事実を視認できるようにしてください。

- ⑥ 補助対象経費等の算出方法（様式任意）

※上記「2（3）補助対象経費の算出方法」をご参照ください。

- ⑦ 復旧工事仕様書（様式任意）

復旧工事を外注する場合、本事業の趣旨（被災した「商工会等が自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設等」を原形に復旧するものとして経費を算出する）をご理解いただき、仕様書を作成し、同仕様書を基に複数の見積合わせ、又は公募を実施してください。

※1社による見積により復旧事業を実施した場合、やむを得ないと判断した場合を除いて、金額の多寡に関わらず補助対象外です。

- ⑧ 復旧工事見積書（複数若しくは、公募の経過・適正性が確認できる書類を添付してください）

全ての項目について、材質、 m^3 、 m^2 、本など具体的単位・数量・単価を明示してください。

「一式」等の表記で、合計金額のみを記載し、実施する事業の適正化を判断できない場合、復旧（修繕、取り壊し・撤去、建て替え）に係る経費の全部」若しくは一部が補助対象外となる場合があります。

※1社による見積により復旧事業を実施した場合、やむを得ないと判断した場合を除いて、金額の多寡に関わらず補助対象外です。

⑨ 貴会（貴会議所）定款（様式任意）

⑩ その他

《災害復旧費に係る書類》

○交付申請後に災害復旧事業に着手する場合

- ・複数業者から徴収した見積書の写し

○交付申請前に災害復旧事業に着手している場合

- ・災害復旧事業に着手した際の見積書の写し
- ・災害復旧事業に係る請負契約書の写し
- ・災害復旧事業に係る支払関係資料
- ・災害復旧事業が終了しているときは工事等完了届及び工事等完了写真

○共通の添付書類

- ・復旧対象設備に仕様等がわかるカタログや取扱説明書等
- ・復旧工事に係る図面（見積書等との整合するもの）

7 提出等

(1) 提出部数

正本1部、副本1部

(2) 提出先

熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課
経営支援班

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL 096-333-2316

FAX 096-383-1854

8 注意事項

以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただくほか、内容によっては刑事罰が適用される場合もありますのでご留意願います。

- (1) 交付申請後、災害復旧事業内容の変更により補助の要件を満たさなくなった場合
- (2) 偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けた、または受けようとした場合
- (3) 補助金を災害復旧事業以外の用途に使用した、または使用しようとした

場合

- (4) 補助金の交付決定の内容やこれに付した条件、その他法令若しくは補助金交付要綱に基づく命令等に違反した場合

別表1 補助対象事業

事業区分	内 訳
家屋等修繕事業	施設等の破損した壁、天井等の修繕
設備復旧事業	電気・ガス・水道等の施設の利用に際して最低限必要となる設備の修繕
取り壊し・撤去事業	施設等の解体・撤去、整地、排土
建て替え事業	施設等の建て替え（ただし、土地取得に係るものを除く）

別表2 諸経費率

区 分	率
建物復旧	15%以内
工作物復旧	15%以内
設備復旧	0%